

事務連絡  
平成28年10月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1031第4号  
平成28年10月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年11月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 IIの178の(3)を次のように改める。
  - (3) 吸収性高分子材料による二重構造を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~177(略)</p> <p>178 神経再生誘導材 定義 次のいずれにも該当すること。 (1)~(2) (略) (3) <u>吸収性高分子材料による二重構造を有するものであること。</u></p> <p>179~189 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~177(略)</p> <p>178 神経再生誘導材 定義 次のいずれにも該当すること。 (1)~(2) (略) (3) <u>吸収性合成高分子材料との二重構造を有するものであること。</u></p> <p>179~189 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>